

平成 27 事業年度

# 決算報告書

日本司法支援センター



平成27事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
計	45,170	44,526	△ 644	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注2)
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注3)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注4)
物件費	600	543	△ 57	(注5)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注6)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
計	45,170	43,477	△ 1,693	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注6)

受託経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注7)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成27事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
受託収入	2,366	1,772	△ 594	(注2)
計	29,060	29,068	8	
支 出				
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注3)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注2)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
計	29,060	28,020	△ 1,040	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注3)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成27事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	16,110	15,458	△ 652	
計	16,110	15,458	△ 652	
支 出				
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注1)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注2)
物件費	600	543	△ 57	(注3)
計	16,110	15,458	△ 652	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことによる。

(注2)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。